

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第九号

昭和四十四年三月六日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 龜山 孝一君

理事 永山 忠則君

理事 井岡 大治君

理事 野口 忠夫君

理事 依田 圭五君

理事 石田幸四郎君

理事 林 百郎君

理事 塩川正十郎君

理事 細田 吉藏君

理事 山口 鶴男君

理事 折小野良一君

理事 岡崎 英城君

理事 斎藤 寿夫君

理事 山口シヅエ君

理事 太田 一夫君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君

出席政府委員

経済企画庁 総合 開発局長 宮崎 仁君

自治政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

大蔵省銀行局中 小金融課長 長岡 実君

通商産業省公益 事業局技術長 藤井 孝君

自治大臣官房調 査官 本江 滋二君

専 門 員 越村安太郎君

三月六日

委員大野潔君辞任につき、その補欠として石田幸四郎君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号 昭和四十四年三月六日

委員石田幸四郎君辞任につき、その補欠として大野潔君が議長の指名で委員に選任された。

同日

地方公務員法の一部を改正する法律案反対に關する請願(岡部昭吾君紹介)(第一三六四号)

同(阿部昭吾君紹介)(第一四四三号)

同(阿部助哉君紹介)(第一四四四号)

同(井手以誠君紹介)(第一四四五号)

同(石川次夫君紹介)(第一四四六号)

同(内海清君紹介)(第一四四七号)

同(江田三郎君紹介)(第一四四八号)

同(岡田春夫君紹介)(第一四四九号)

同(加藤勤十君紹介)(第一四五〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四五二号)

同(金丸徳重君紹介)(第一四五三号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一四五四号)

同(神近市子君紹介)(第一四五五号)

同(河野密君紹介)(第一四五五号)

同(佐々木三三君紹介)(第一四五六号)

同(實川清之君紹介)(第一四五七号)

同(成田知巳君紹介)(第一四五八号)

同(野口忠夫君紹介)(第一四五九号)

同(細谷治嘉君紹介)(第一四六〇号)

同(三宅正一君紹介)(第一四六一号)

同(安井吉典君紹介)(第一四六二号)

同(山口鶴男君紹介)(第一四六三号)

同(山花秀雄君紹介)(第一四六四号)

同(山本政弘君紹介)(第一四六五号)

同(淡谷悠藏君紹介)(第一四九二号)

同(井岡大治君紹介)(第一四九三号)

同(大出俊君紹介)(第一四九四号)

同(加藤清二君紹介)(第一四九五号)

同(加藤万吉君紹介)(第一四九六号)

同(河野正君紹介)(第一四九七号)

同(北山愛郎君紹介)(第一四九八号)

同(久保三郎君紹介)(第一四九九号)

同(工藤良平君紹介)(第一五〇〇号)

同(黒田寿男君紹介)(第一五〇一号)

同(小松幹君紹介)(第一五〇二号)

同(兒玉末男君紹介)(第一五〇三号)

同(佐野憲治君紹介)(第一五〇四号)

同(飯上安太郎君紹介)(第一五〇五号)

同(柴田健治君紹介)(第一五〇六号)

同(田邊誠君紹介)(第一五〇七号)

同(山中吾郎君紹介)(第一五〇八号)

同(山本弥之助君紹介)(第一五〇九号)

同(赤路友藏君紹介)(第一五一〇号)

同(本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二一号)

○鹿野委員長 これより會議を開きます。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発言の申し出がありますので、この際これを許します。本江調査官。

○本江説明員 お手元に配付いたしております資料によりまして、簡単に御説明申し上げたいと思

います。

第一ページは、先般御質問がございました生活

保護の状況でございます。三十八年から四十二

年までの推移を書いてあります。四十二年をとっ

てみますと、全国が千人について一五・二人に対

しまして、鹿児島県が二九・三人、これに對しま

して奄美は六五・四〇という数字でございます。

参考のために、鹿児島県内の離島をとってみます

と、大体離島は高いようでございます。新島に至

りましては四七六という数字に相なっております。

それから二番目の農業所得の状況でございます。

それが、三十八年から四十一年までを鹿児島県と奄

美群島と全国をとっております。これは農家所得

を農業戸数で割ったものでございまして、したが

いまして農業所得以外の所得は入っております。わ

けでございます。これで見ますと、四十一年でこ

ういう数字になっておるわけでございます。

次は、市町村税収入の状況でございます。昭

和四十二年度は歳入中の税収の割合が七・八%。市町村別は以下に書いてあるとおりでございます。

三ページでございますが、これは復興いたしました直後の昭和二十九年から三十三年までの復興前期五カ年計画の關議決定。それからその中身が八ページ以下に書いてあるわけでございます。一番左のA欄が復興計画、それからまん中が復興実績の実績でございます。その一番右の欄が比較増減ということになっておまして、一番最後、つまり九ページの合計を見ていただきますと、全体の実績と計画の差がここへ出てまいります。計数になっております。

それから十ページは、前期五カ年計画を十カ年に延長いたしましたときの昭和三十三年の決定の考え方を十ページ以下に書いてあります。そういたしましたして、十五ページで事業別内訳を書いておるわけでございます。これは先ほど申しました二十九年から三十三年までの前期五カ年を含んだ全体の十カ年の計画と実績とその対比という数字に相なっております。これが二十二ページまで続いております。

それから二十三ページへまいりますと、これは昭和三十三年から四十三年の復興時代に入るわ

けでありまして、今年度をもって終了いたしました。復興の五カ年計画でございます。考え方が二十三年以下に書いてあります。そういたしまして、その中身は二十七ページ以下に書いてあるわけでございます。その総計の数字が二十八ページで、計画数字では事業費が百七十九億、それから実績見込みが百八十億ということに相なっております。事業別内訳が二十九ページ以下にその明細を書いてあるわけでございます。

それから三十五ページは、補助率の比較でございます。現在の復興の前期五カ年におきます補助率が、現行奄美振興というものはその補助率でございます。右と左と比較していただければその相違がわかることになっております。

それから、四十ページ以下が昭和四十四年度から四十八年度分にかかる奄美振興の改定計画の中身でございます。これは事業費、国庫、それから構成比というふうに分けてあります。融資の関係、起債とか融資とか自己財源というものを書いておりません。まだ審議会の議を経ておりませんので、その関係がまだ必ずしも明白でございませんから、大蔵省との関係を書きました。国庫と振興事業費における関係を書いておるわけでございます。

次のページでございますが、(2)、これは資料が大きかったものですから継ぎはぎしたものですからこういうことになっておりますが、(2)と書いてあるところでございます。これが四十四年から始まりまして五カ年のおもな事業の中身を書いておるわけでございます。これはごらんいただければわかりますように、産業の振興ということに重点を置いて事業を考えておるつもりでございます。それが一番最後まで続くわけでございます。簡単にござりますが、資料の要領と申しまするか、これで終わらしていただきます。

○鹿野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 奄美群島の復興特別措置法の存続期間を五カ年間延長して、振興十カ年計画といつたしまして、後期の五カ年間で奄美群島の経済の自立的発展の基礎を確立し、群島民の福祉の向上を期するというのがこの法案の内容であると思っております。前期の五カ年、いままでの復興五カ年計画の基本方針というものは後期におきましても変わらないわけですが、まずその点をお尋ねしたいと思っております。

○長野政府委員 後期の五カ年を延長いたします関係もございまして、後期の五カ年におきましては、前期の五カ年もそうでございますけれども、産業振興に特に重点を加えまして、産業基盤の整備、それから産業の合理化のための資金の融資の拡大、共同施設利用等の近代化の設備のための助成、こういうことを重点にいたしたいと考えております。

○山本(弥)委員 私は基本方針の問題をお聞きしたのであります。振興計画の樹立をせられたときの基本方針として、主要産業の育成、振興を重点として群島の経済的自立を促進し、住民生活の安定及び福祉の向上をはかるため振興計画を策定し、これに基づき事業を実施してまいるということが第一点であります。その結果、住民の生活水準を鹿児島県の水準に近づけるというのを目標にする、さらに群島経済の自力発展に必要な産業資金の円滑な融資をはかるというこの方針は変わっていないわけですね。

○砂田政府委員 その基本的な方針には変更ございません。○山本(弥)委員 二十九年から十年間の復興計画を立てられ、さらに戦前の水準まで引き上げるといふ復興の目的が達成されたということにつきましては御同慶だと思っております。それから引き続きまして五年間の復興計画を樹立せられてまいりました。鹿児島県と同じような生活水準に近づけるといふことで努力をせられてまいりましたと思

うのであります。さらにその方針を踏襲せられて、後期の五年間で鹿児島県と同じ水準にする、そして奄美群島の経済が自立をするという努力をせられるものかと思うのであります。いわば十五年間高額の助成をし奄美群島の復興をはかってこられた、その実績もまた相当あがっておるといふことは、現地を見ておりませんけれども、手元にいたいただきました資料その他で十分了解ができるのであります。それにいたしまして、将来の五年間である程度まで所期の目的に到達させるということになりまして、わが国全体の経済も向上いたしておりますし、全国的に水準の低い鹿児島県の水準に近づけるといふことも、これまで重要な問題であろうと思っております。鹿児島県自身もやはり全国経済と同じようにその水準は向上してまいりましてあります。先般の質問で山口委員からお話ございましたとおり、奄美群島の水準は、全国に比較いたしますと依然として五〇%以下という、いわば相対的比率はそのまま残しながらきておるわけでありまして、今後五年間で奄美群島を、全国水準が伸び、あるいは鹿児島県全体の水準が伸びる中で、これに近づけるといふことは、これは奄美群島にとりましては重要な問題であり、また将来、いわば後期五年間にせひともこれは達成しなければならぬ重要な問題だ、かように考えております。

そこで、十五年間の努力の成果といえますか、その上に立つて今後五年間にさういった問題を解決するということにつきましては、過去におやりになった各振興計画に基づき具体的に実施した事業の実績、あるいは経済効果の上に立つて今後五年間を、基本方針は変わらないまでも、事業の実施につきましてはやはり十分検討をし、その上に立つて事業を進めていかねければならぬ、かように考えるわけでありまして、この具体的な事業の配分とか、新しく経済効果あるいは実績に基づき再検討の結果、手元にいただきました資料では大体三八%ぐらいの伸びで事業をおやりになる

ことになっておりますが、その反省の結果といえますか、どういふふうな後期の復興計画を進めていったらいいかということにつきまして、お考えがございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○砂田政府委員 奄美が復興いたしましたから十五年間復興事業、振興事業をやつてまいりましたわけですが、全く蓄積がなかったわけでもない奄美の環境の中からスタートしたわけでございます。お手元の資料でもおわかりいただきますように、十五年間の復興計画、振興計画で産業振興そのものに直接的な仕事もしてまいりましたけれども、この十五年間は、どちらかといえば、重点を置いてまいりましたのが産業基盤の整備と申します。港、湾、道路、あるいは空港なり、そういうものが全くなかった。内地からの船が直接接岸できるような岸壁一つなかったというところもございましたので、そういう産業基盤の整備につとめてまいり、お手元の資料でもおわかりのとおり、こういう産業基盤の整備が相当程度進んでまいりましたので、これからの五年間というものは産業振興そのものに直接的な効果をもたらせる仕事のほうにより重点を置いてやつてまいります。したがって、産業基盤の整備がある程度できた上に立つてのこれからの五年間でございまして、私どもが目標にしております奄美経済の自立、これは相当大きな効果がこの五年間では、産業自立という点からは、過去の十五年間のスピードではなくて、これからの五年間のスピードというものは相当なスピードでいけるもの、こういう確信を持っております。過去十五年間やつてまいりましたので、奄美の島民の皆さんの経済的自立意識というものがたいへん高まっております。両々相まってやつてまいりましたならば、相当大きな効果をあげられる、かように考えております。

数字につきましてはまた事務当局から……。○山本(弥)委員 ただいま政務次官がお話しになりましたとおり、基盤的な問題、たとえば漁港の整備あるいは空港、教育施設その他につきまして

は、確かに実績を見ましても相当進んでおるよう  
に思ふのであります。問題は、最も重点を置いて  
おる経済の自立ということから言いますと産業振  
興の問題だと思ふのであります。この産業振興  
の問題につきましても大きな柱というものは、いわ  
ゆるサトウキビの栽培面積をふやしていく、それと  
大島つむぎの復興ということに重点が置かれてお  
ると思ふのであります。いかがでありますか。

○砂田政府委員 これまでも、いま先生御指摘の  
キビ、大島つむぎを重点でやっています。いま  
これはこれからの欠かせない二つの産業であらう  
と思ふのであります。気候的に向いてはいるはず  
の畜産が、もつと伸びるはずだというふうに加  
えていきたい、かように考えております。

○山本(弥)委員 耕地面積の大部分を占めてお  
りますサトウキビの問題であります。今回の資料  
にも載つておると思ひますけれども、この前いた  
だきました資料で見ますと、確かに耕作面積は相  
当拡大になっておるよう思ふのであります。反  
当収入等につきましても、ほとんど横ばいとい  
うような状況であり、この点が、いままでも畑地かん  
がいたか、あるいは区画整理だとかその他につ  
いて投じた効果というものが、収穫の面ではどう  
も十分あらわれないという感じがいたすので  
ございまして、この点いかがでございますか。

○長野政府委員 御指摘の点につきましては、キ  
ビの耕地面積は話のように非常にふえてお  
ります。反当収量につきましても、私も逐次上昇  
を見ておると考えておりますけれども、さらに  
圃場の整備あるいはかんがい用水の施設の促進、  
またキビ苗の改良、共同耕作、あるいはまた、省  
力のための機械化装置などを取り入れることに  
よります。さらに反当収量を上げますと同時に、  
耕作面積、作付面積をふやしまして、計画の目標  
といたしてありますところの、現在四十二年度で  
は六十四万トンでございますけれども、これを百  
万トン程度に持っていきたい、こう考えてお  
ります。

○山本(弥)委員 この面積の拡大ということは、  
可能なわけですか。

○長野政府委員 新しい開畑等も行ないまして、  
現在、農家経営の平均で申しますと、大体六反歩  
ちよつとになっておりますが、これを最終年次に  
は平均九反歩程度のところまで持っていきたいと  
いうふうに考えております。

○山本(弥)委員 この面積の拡大の開畑の問題で  
すが、開畑に対しては、基盤整備の意味から  
いくと相当高度の助成をしなければならぬのじや  
ないか、こう私考えておりますが、いままでも開畑  
についての助成をいたしておたわけございま  
すか。

○長野政府委員 圃場整備につきましては千五十  
五ヘクタール、農地造成五百六十ヘクタール、か  
んがい用水千二百二十ヘクタール等の計画をいた  
してありますけれども、これらの中には国庫補助  
がありますものと、それから自立経営の育成とい  
うことで、基金等の融資をもつて充てるという  
ものも含まれております。

○山本(弥)委員 私、ちよつと聞き漏らしまし  
たが、その開畑につきましても、融資で助成をして  
いくということ、補助金等はないわけござい  
ますか。

○長野政府委員 開畑そのものは融資をもつて行  
ないたいと考えております。

○山本(弥)委員 そういふふうには、サトウキビの  
栽培が奄美群島の農業の大宗を占め、それに対し  
まして農業所得の向上をはかるというたてまえを  
とり、それに対して、現在まだ畑地もあるよう  
であります。開畑を進めていくというふうな場合  
には、そういった基盤整備こそ、相当思い切つた  
高額の助成によつて、将来ある一定の時点になつた  
場合に、融資の償還によりましてその経営が危ぶ  
まれるということのない、安定した農家に向上し  
ていくような体制をとるべきではないか、かよう  
に考えるわけですが、この点お聞かせ願  
いと思ひます。

かつて、終戦後の米の不足の場合に、岩手県等

に各県から相当の入植が行なわれたわけでありま  
す。現在、相当の離農者が出てまいり、二十年間  
の苦勞が水泡に帰し、しかも借金によつて、その  
返済も容易ではないというふうな事態が出てお  
るわけでありまして、奄美群島の農業の大宗とし  
て、いわば経済の自立ができるということにお  
いては、このサトウキビの畑作奨励といふことか  
これについて努力しなければならぬというふう  
に考えられるわけでありまして、開畑等につきま  
しても、やはり融資だけではなくて、相当の補助金  
の対象にして、これを重点的に取り上げるとい  
うことが必要ではないか、かように考えるわけであ  
りますが、融資だけでは、折小野先生もすでに触  
れられましたように、奄美群島の将来の労働需給  
等に関連いたしまして、ある程度まで人口が定着  
し、奄美の農民が安定するということをこの振興  
計画の一つの眼目にしておる以上は、将来負債で  
農民が困るということのない、いわば開畑等につ  
きましても、そこに定着させる十分な補助金の措  
置がおそらく必要になってくる、かように考える  
わけでありまして、後期五カ年計画におきまして  
は、そういう体制をとるべきではないかと私は考  
へますが、いかがでありますか。

○長野政府委員 御説のような御意見も、一般的  
には確かにそのとおりだと思ひます。奄美の場合  
におきましては、キビのための開畑は、従来から  
も、農道のところまでは補助をつけておりまし  
て、開畑自身は融資によつて行なうという方式が  
いわば定着しておりました。そして、そのあ  
とでまた土地改良その他圃場整備をいたしまし  
てやつていくというふうな結果、今日まで  
非常に作付面積を拡大することができておりま  
す。今後の状況に応じて、適切な方法として、ま  
た御指摘のようなことも考えなければならぬとい  
う点もあろうかと思ひますが、現在までのと  
ころは、一応そういう方式によるやり方で大体進  
み得るという見込みを持っております。

○山本(弥)委員 現地を見ておりませんが、従来  
の奄美の復興の実態も十分存じておりませんが、

で、一応了承いたすわけでありまして、私、岩手  
のかつての入植の状況その他から考えまして、将  
来の起債の償還に開畑をした農民が生活の向上を  
期し得ないという状態に追い込まないよう、後  
期の五年間というものは、おそらくこの大宗である  
サトウキビを中心として奄美の農民を安定させる  
ということではなければならないと考えております  
ので、その点、審議会等におきまして、現地あ  
るいは鹿児島県の農政とも関連すると思ふのであ  
りますが、十分御検討をお願いしたいと思います。

次に、ただいま政務次官からお話ございま  
した肉牛の奨励でございますが、この点も過去の実  
績を見ますと、いわゆる和牛を飼育いたしてお  
りました農家の戸数も相当減つておるわけであり  
ますし、また、一戸当たりの飼養頭数にいたしま  
しても、戦前の昭和十七年の一万五千頭というの  
が四十二年でも一万五千頭でございますし、まあ戸  
数が減少しておりますので一戸当たりの飼養頭数  
はふえているわけでございます。ところが、ほとんど  
横ばいになっておるというふうな状況であるわけ  
であります。政務次官のお話のサトウキビとい  
わゆる肉牛、これは将来の食糧事情の変化に対応  
いたしまして有望だと私は思つておるわけであり  
ますが、その割合には実績が上がつていないので  
すけれども、将来この問題にどういふように対処  
されるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○砂田政府委員 山本先生御指摘のようには、奄美  
の畜産というのは非常に有望なものだと思ふので  
す。実はお手元の資料でもおわかりのように、農  
業所得が非常に高いカーブを描いて上がつてま  
いりました。昭和三十八年、三十九年ごろに鹿児島  
県の農家所得と比べても、ああいう数字で  
あつた時分に非常に伸びてきたにかかわらず、牛  
の値が非常に高かつたときに一挙にみな売つてし  
まった。そんなふうなこともございまして、今日  
の数字が、どうも私どもがことしまでの振興計画  
を立てましたときに、計画立てをいたしました数字  
とちよつと事志と違つてきております。しか  
し、売つてしまった農家がやはりあとでしまつた

という気持ちを持ってまいりまして、多頭飼育農家がやとここ一、二年だいがふえてきた状態でありまして。そういうふうな農民の方々の意識が非常に高まってまいっておりますので、これからの五年間、私どもが計画をしておりますような補助と指導をしてまいりましたならば、相当大きな期待を持っていい産業である、こういうふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 将来の計画におきましてどういふふうな助成をお考えになっておられますか。  
○長野政府委員 畜産関係につきましては、家畜導入関係といたしまして肉用牛の導入につきまして助成と融資をいたしたい。肉用牛四千八十頭、これは案でございますけれども、四千八十頭ぐらゐのものを導入したい。それから肉用牛の増殖施設を市町村に設けてまいりたい。それから家畜の診療施設を十カ所ばかり整備をいたしたい。それから畜舎等につきましての融資をいたしたい。こういうふうなことを考えております。

○山本(弥)委員 こういふ肉牛の奨励等につきましては、やはり農林省等の基本的な計画のもとに計画的に遂行するということになるわけでございますか。  
○長野政府委員 これらの計画は、農林省の専門的な意見を中心にいたしまして計画を立てておるわけでありまして、また鹿児島県と農林省との間でも、これらの計画をベースに乗せるための具体的な細目の打ち合わせもさせておるわけでありまして。また、肉用牛につきましては、最近そういう意味で畜舎の要求も非常に強まっております。この目標も大達成されるものというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 こまかくなりますけれども、鹿児島県における肉牛の奨励というふうなものと関連いたしまして、奄美群島というのは肉牛の将来の主産地といえますか、そういうところからいくとどういふ地位を占めるわけですか。  
○長野政府委員 まあ、全体としての面積も八分の一程度の面積でございますから、面積だけからいいますと、奄美群島が特別な地位を持つといえませんが、あの特産を気候のよさと、それからもう一つは、キビの葉と申しますか、キビの上のほうの葉っぱ等が肉用牛のための飼料として最適な飼料だということに聞いておりますので、そういう意味で家畜の肥育管理が非常によしきを得れば、相当な主産地としての地位を占めることができるのではないだろうかというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 私もあまり農業は詳しいほうではないわけでございますが、長野局長も、その点は、失礼ですけれども、同じような立場にあると思うのであります。最近の肉牛の需要というものは相当の需要になっておまして、国としても肉牛奨励ということについては相当重点を置いておると思っております。私どもの郷里の岩手県等も、従来酪農地帯でありまして、酪農地帯の乳牛と同じように肉牛の奨励というものが将来重点を置いておるわけでありまして、おそらく多頭飼育になり、牧野の開拓、あるいは県も公社を設立いたしまして、そして子牛の育成その他に相当の経費を注いで力点を置いておるわけでありまして、鹿児島県として、主産地としてもものいままの畜産のモデル的なことだけで、はたして肉牛の生産地として奄美群島の経済を、農業の面でのサトウキビと一緒に向上させるということ、私は容易ならぬむずかしい問題だというふうにしておるに考えておるわけでありまして。その点、鹿児島県の力を入れ方自体もありませんが、この点は、十分農家が——先ほどお話しがございましたとおり、値段の高いときにはこれを売って金にかえるというふうなことで、せっかく投資をして金をかけたけれども、また頭数が減ってくる、また飼養農家戸数も減少するというふうな状態にならないように、これは十分気をつけておやりになるべきではないだろうか、かように考えております。

○山本(弥)委員 豚につきましては、鹿児島県あるいは奄美群島地域、これは沖縄地方とも非常に深いつながりがございまして、従来から豚の飼育が非常に一般化しておると申しますか、非常に手なれたものになっておるわけでありまして。したがって、豚につきましては、どちらかといえますと、群島内の自家消費的な面がございまして、また、飼料等の関係もございまして、それから豚につきましては価格が非常に安定しないと申しますか、そういう問題もございまして、最近多少不人気になっておることは事実でございます。豚については、そういうことで自家消費的なものとしての地位でしかたがないのではないかと、いふふうに考えておるわけでありまして、肉用牛につきましては、将来とも非常に需要が見込まれますので、これはそういうことで地理的に非常に遠距離のところでありまして、肉用牛につきましては非常に有望なものになる、そしてキビの葉が非常に飼料になるということも結びついておるわけでありまして。そういうことでございまして、豚は逆に申しますか、キビの葉っぱは食べてくれませんが、その辺の關係がそういう点では薄くなつていくということはある程度やむを得ないかと思つております。

○山本(弥)委員 農業としてサトウキビと畜産、農家としては、総合的にこの二つのものを取り入れながら向上をはかっていること、ということなんです。そこで、もう一つの大宗である大島つむぎの問題であります。これは将来どの程度まで伸び得るものでありますか。  
○長野政府委員 つむぎにつきましては、現在二十三万反の生産をいたしておりますが、これを三十万反程度に引き上げてまいりたいというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 大島つむぎにつきましては、確かに需要に即応いたしまして、奄美群島の工業の大宗として伸びておるようでありまして、今後、需要との關係で、どの程度までこういうものが伸び得るものか、私ども非常に心配をするわけでありまして。それに奄美の人口の年齢構成から見ましても、若い方が相当減つておるといふ事象に於いての大島つむぎの問題、これらも十分将来悔いのない体制をとらなければならぬというふうな考えられるわけでありまして。

○山本(弥)委員 農業としてサトウキビと畜産、農家としては、総合的にこの二つのものを取り入れながら向上をはかっていること、ということなんです。そこで、もう一つの大宗である大島つむぎの問題であります。これは将来どの程度まで伸び得るものでありますか。  
○長野政府委員 つむぎにつきましては、現在二十三万反の生産をいたしておりますが、これを三十万反程度に引き上げてまいりたいというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 農業としてサトウキビと畜産、農家としては、総合的にこの二つのものを取り入れながら向上をはかっていること、ということなんです。そこで、もう一つの大宗である大島つむぎの問題であります。これは将来どの程度まで伸び得るものでありますか。  
○長野政府委員 つむぎにつきましては、現在二十三万反の生産をいたしておりますが、これを三十万反程度に引き上げてまいりたいというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 大島つむぎにつきましては、確かに需要に即応いたしまして、奄美群島の工業の大宗として伸びておるようでありまして、今後、需要との關係で、どの程度までこういうものが伸び得るものか、私ども非常に心配をするわけでありまして。それに奄美の人口の年齢構成から見ましても、若い方が相当減つておるといふ事象に於いての大島つむぎの問題、これらも十分将来悔いのない体制をとらなければならぬというふうな考えられるわけでありまして。

○山本(弥)委員 農業としてサトウキビと畜産、農家としては、総合的にこの二つのものを取り入れながら向上をはかっていること、ということなんです。そこで、もう一つの大宗である大島つむぎの問題であります。これは将来どの程度まで伸び得るものでありますか。  
○長野政府委員 つむぎにつきましては、現在二十三万反の生産をいたしておりますが、これを三十万反程度に引き上げてまいりたいというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 農業としてサトウキビと畜産、農家としては、総合的にこの二つのものを取り入れながら向上をはかっていること、ということなんです。そこで、もう一つの大宗である大島つむぎの問題であります。これは将来どの程度まで伸び得るものでありますか。  
○長野政府委員 つむぎにつきましては、現在二十三万反の生産をいたしておりますが、これを三十万反程度に引き上げてまいりたいというふうな考えでおります。

○山本(弥)委員 この大部分がそれでございませうか。つむぎ工場にどのくらい就業してあるのございませうか。あるいは製糖工場、この二つの工場に就業人口をお聞かせ願いたいと思ひます。

○長野政府委員 ちよつと正確な数字はわかりませんが、この中では、むしろつむぎの就業者のほうが非常にふえていることとあります。

○山本(弥)委員 私の手元の資料からいいますと、これは正確かどうかわかりませんが、織り子の人口が一万三千五百人という数字であります。

○長野政府委員 これは昭和四十年の国勢調査の資料でございますが、製造業に従事しております者の総数が一万六千四百六十二人となっております。そのうち織維工業に従事しております者が一万三千八百三十四人ということになっております。この織維工業というのは、奄美におきましてはほとんどつむぎの製造業に従事している、こういうこととございしますので、このふえております者は大半がつむぎに従事している、こういうふうにお考えいただけばと思います。

○山本(弥)委員 いわば第二次産業の奄美群島における就業人口の大部分が大島つむぎの織り子あるいは製糖工場の従業員ということであり、そのほかの建設業が約倍になっておりますが、これは過去十五年間の振興計画による各種の事業に伴つて、建設業の従業員がふえておる、こういうことはいえるのではないかと私思ひのであります。そのうたいしますと、奄美群島の将来は、やはり大島つむぎの需要を伸ばし、あるいはサトウキビの耕作面積を拡大し、その収量を上げていくということとあつて、復興できるか、経済が自立するかどうかということは、この二つにかかつておるといふふうな感じを受けるわけですが、この二つは伸びていくでしょう。しかし、奄美群島をこ

れだけ助成をしまいたわけてありますので、さらに安定した奄美群島の経済自立をはかるということから考えますと、さらにくふうをしなればならぬのじやないかというふうな感じを受けておるわけですが、政務次官、さらにほかの産業その他について、どういふふうにいけば補完の持てる、いわゆる産業構造といひますか、それはどうしても後期五カ年間で考え、実施をしていかなければならぬと思ひますが、お考えはありますでしょうか。

○砂田政府委員 やはり産業の大宗はサトウキビ、大島つむぎ、畜産であらうと思ひますが、これからは観光に大きな期待を持てたいと思ひます。たといは観光だと思ひますが、これは未開発でございます。たとえば水良部の鐘乳洞などというものは、秋芳にまさる東洋一の鐘乳洞、いま人間が通れるようにならずな施設がしてあるところとございしますが、そういう鐘乳洞がまだ百何カ所あるのではないかと。これは全く未開発で、道路も満足してありません。その鐘乳洞見物地の内にお客さんのための国民宿舎等もできております。なかなか部屋がとれないほど若い勤労者、学生なんかが見に行つておるようでありまして、この水良部も空港はほとんど完成はいたしましたけれども、飛行機はまだ飛んでおりません。内地からの観光船と申しますか、三千トンの船も着岸できる港もまだ一つでございます。こういうこともこれからの五年間でだいたい整備をされてまいりますので、やはり相当な観光資源をかかえておりますが、この調査もまだ実施はそう満足にできておりません。こういう観光資源調査、観光資源開発、さらに空港の整備ができてまいります。また地元資本も参加するでありませう。こういう観光資本投下が行なわれてまいりますならば、これは異常な伸びを見てくるのではないかと。私は先生のおっしゃつた三つの産業のほかに、観光収入というものがうんとふえてくるのじやないか、こういうふうな考えをしておりますし、また、そういう助成をしまいたわりたい、こう考えております。

○太田委員 関連。政務次官、ちよつといまのお話に関連してお尋ねしたいのですが、つむぎの話と観光の話とがすり交わつて、質問をされたほうがつむぎの話をして、あなたは観光のほうをおつしやるけれども、観光もさることながら、海底公園もあるでしょう。そういう観光施設の拡充もさることながら、本来の地場産業であるつむぎ工業というものを少し軽視をしておりはしませんかというのを私、苦になつてお尋ねしたい、先ほどからのお話を承つてお尋ねしたい。最近六十二億に近しい生産をあげておるといわれておるのですから、これに關係して八百四十軒という業者があるし、先ほどの話によると一万四千に近い、そういう労働者が働いておるわけですが、つむぎのことについて、この際ちよつとお尋ねしておきたい。

これは昭和四十四年二月初めの新聞に出ておつたのでありますが、大阪の豊中市のKという産業会社がありまして、そのKという産業会社は十二人ぐらゐら使つておる会社ですから、決して有名な会社じゃなかつたと思うのですが、名瀬の製造卸業者三十五軒、それから鹿児島市の業者十二軒、合わせて四十七軒を相手にしまして、昭和四十一年の十月以降本年の初頭に至る間に、大島つむぎの卸販売を始めて、取引をいたしまして、それが原価を一三%くらい切つた八七%という値段でダビングをいたしました。そして手形で製造業者に払つておいたけれども、売つたほうからは現金を徴収して、そして製造業者に払つた手形のほうに落とさない。それで最後に残つた四億一千万円に近い被害を四十七軒に与えた。こういう報道がありまして、そのときに鹿児島県が名瀬市に對して九千万円、鹿児島市に對して二千万円、それぞれ果が金融機関に預託をしながら信用保証をして融資をして、三十七業者に對して何とか倒産を防いだということが本年初頭にあつた。これは自治省は御承知でしょうね。お調べになつたこと

があつたら、その内容をもう少し承りたいと思ひます。

○砂田政府委員 太田先生のおっしゃいました、つむぎをないがしろにしてはいけないというお話、当然でございます。ただいま山本先生からお話のありましたのは、サトウキビと畜産とつむぎ、この三つの奄美の大宗ともいふべき産業のほかに、何か考えられることがあるかということとございまして、この三つの大事な産業のほかに観光が考えられることとございまして、御答弁をいたしました。つむぎをないがしろにしておるわけでは毛頭ございません。

も大島つむぎの流通体制というものが非常に近代化されていないという話はよく聞いておりますが、この改善は非常にむずかしい問題でございますが、やはり今後の課題であると考えております。そういうこともございまして、大島つむぎセンターとか、そういうことによりまして、信用のあるつむぎの販売、流通の機構を整備するために大いに力を加えることにしたいと考えておりますが、この流通機構の整備とかそういう問題になりますと、これは特産物の振興その他鹿児島県の行政の一つの大きな課題であろうと思っております。私どもは振興計画の実施を通じて県の行政指導の方向に協力をいたしたい、そしてその改善につとめたいと考えておるわけでございます。決してつむぎをないがしろにしておるとかなんかというわけではございません。

○本田委員 行政局長、私の申し上げておるのは、四十七軒を相手にして四万五千二百二十万の取り込み詐欺を行なったその何とかという会社の罪状を調べようとしておるわけではない。その被害は四億一千万円でありまして、これは、四億一千万円に対して一億一千万円預託、信用保証をしたところで、あとは自力でもって、あるいは他の金融機関から融資を受けて急場をしのいだでしょうけれども、幾ら県の信用保証を受けた融資といえども、返さなくていいというわけではない。金利が安いわけではない。信用保証があればそれだけ金利が何厘とか上のせされるわけでしょう。決して安いわけじゃないでしょう。その金は返さなければならぬわけですね。四億一千万円取られたら、それだけのものは完全な被害だ。非常に大きな金額になるでしょう。先ほどあなたの方のほうでかつしゃつたことはいましても、約五十億ぐらいの生産高だとおっしゃいましたが、私のほうは六十何億もあると考えておりますけれども、かりに五十億としても四億一千万円、少なくとも一割に近い金額でありませんか。この被害を受けた製造業者、これはみなせいせい十八前後の零細企業でしょう。つむぎは零細企業だということに

問題があるのであつて、その零細企業に対してそういう大きな被害を与えてしまったということについては、今後大島つむぎの製造、販売あるいはその中間におる御、これをどうするのだという流通機構にべん手をつけないといけない。しかも大島つむぎという名前には単に奄美大島にあるだけじゃないでしょう。本土においてもつくられておるでしょう。しかも、それはイミテーションであるかどうかということは別として、今度の復興計画というものの力を入れるということを書いてあるんだから——きょうの資料の中にも書いてあるわけでしょう。「速やかに群馬経済の自立を可能ならしめ、立ち遅れた民度を引き上げるために必要な施設の整備と産業の振興を図る。」、大義名分があるんだから、こういうことでの生産性をあげ、あわせてそこに従事するところの婦人労働者を中心とする職人さん、これは最低二万円くらい、多いところで四、五万円だということですから安いのです。まさに国宝の左手を持つ人たちがしては安過ぎる。こういう人の所得を上げるといふことをしなければ国民の所得というものは真の向上は望まれないと思ふ。私は、こういう事件があつたんだから、生産量の一割というふうな取り込み詐欺があつたことだから、流通機構にも目を向けて、それじゃ今度大島つむぎをどうして振興するかということがもうすでに頭の中に描かれておらなければならぬと思ふのです。どうですか、今後奄美大島を中心とした大島つむぎをどうやって、これを全国的なつむぎにするつもりか、どうなんでしょうか、自治省の方針は。

○長野政府委員 大島つむぎにつきましては、私も、東京の近郊にも何とか大島、あるいは鹿児島県の本土のほうでございましてけれども、そういうところでも何か大島とかいうような、イミテーションか何かかわかりませんが、いわゆるそういうものがあることを知っております。しかし、実際問題といたしましては、ほんとうの大島つむぎというものは、何と申しまして、大島で織りました伝統の深いつむぎでなければつむぎの名を

なさないということも、これは見る人は見、知人はみな知っておるといふ状況でございます。したがって、そういう意味のほんとうの本場大島というものをどれだけPRをいたしまして、その信用をどれだけ維持していくかということ、しかも御指摘のとおりたいへん大切な問題だと思っております。

大島つむぎは普通につくりますよなことではないかなかできませんで、これはその工程も非常に複雑でございます。どろ染めとか、それから染める染料、チーチギと申すようでございますが、その木の採取でありますとか、そういういろいろなものがございます。そこでそういうものの技術な維持保存いたしたためにも、振興計画といたしましては、いまの大島つむぎのセンターでございますとか、そういうもので大島つむぎを展示いたしまして、大島つむぎの流通なりPRに当たりたいと思ふ。また、つむぎの織工と申しますか、専門家、特に染めと織りとがたいへん大切でございますが、そういうものにつとましましては養成所もつくります。染織の共同の作業場もつくって、近代化、合理化をはかりながら近代的なレーンに乗せていまして、大島つむぎの増反をはかつて、大島の経済の大きな柱にしたい。私も全く先生の御指摘の点はたいへんたいへん改善をしなければいけませんけれども、同じ気持ちで、ひとつ大いに振興につとめたいと考えております。

要でございます。そういうことも中心にいたし、また流通機構につきましてもいろいろと整備をしていかなければならぬと思ふますが、幸い先ほどの事件につきましても、いまのところは倒産を防ぎまして、これからこ入れをしながら損害のすみやかを回復につとめるように、私どもでもできるだけ努力するように県と一緒に協力いたしたいと思っております。

○本田委員 私は、つむぎに対してほんとうに親切があつたならば、その四億一千万円の被害に対しては、その何割かは天災的被害を受けたと同じような天災融資法、これは農林省のほうですが、天災融資法と同じような処置をとって、そして負担を軽くするくらいに配慮があつていいじゃないか。普通銀行に貸しておくということだけでは何の意味もないですよ、せいぜい倒産防止をされただけで、あとは、借り手は火の車じゃありませんか。私は聞きます。この対策は何かとあれば対策はないじゃありませんか。そういう対策も、再発を防止するということ、今後大島つむぎの生産によつてかせがれたところのかせぎ高というものがその皆さんの所得になるようにすることが大事だ、そのためには、大阪とか東京に販売会社とか販売機構をつくることだ、そういうことではない限り、どこやらに吸い取られてしまつて、零細な機織り業者というものは、単なる工賃かせぎに終わつておるじゃありませんか。私は、大阪、東京に販売会社ぐらゐを設立するといふ対策がきて、絶対に大島つむぎそのものの利潤というものは郡民の所得にするんだということを保証するあなたの対策というものが聞けると思つたのですが、それは聞かれない。大島つむぎを大事にするんだと言つても、何を大事にするのですか。あなたの買った所有している大島つむぎを大事にするのではない。大島つむぎの産業というものを大事にする。そこに従事する労働者は賃機かせぎのようなくあいで、零細企業である。郡民の生活水準の向上に役立てるといふことをあなたのほうは大

品ができてくるようなかっこうでございますが、その高級品につきましても、いろいろと染めにつきまして制限があつたりいたしまして、なかなかつむぎの非常にコストが高くなるゆゑにもあるようにございまして、近代化といふことも、必ずしもすべて同時に進めるといふわけではございません。そこで高級品とそれ以外の相当大量につくれるもの、こういうものも十分時代の嗜好に合

わせながらつくっていくという研究もたいへん必要でございます。そういうことも中心にいたし、また流通機構につきましてもいろいろと整備をしていかなければならぬと思ふますが、幸い先ほどの事件につきましても、いまのところは倒産を防ぎまして、これからこ入れをしながら損害のすみやかを回復につとめるように、私どもでもできるだけ努力するように県と一緒に協力いたしたいと思っております。

事にしなければいかぬじゃないですか。東京、大阪に販売組織をつくるという対策はないのですか。

○長野政府委員 倒産を防ぐという事は、振興対策としてもたいへん大切な関係でございますから、私どもも振興事業を通じてできます限りのことは、助成融資あるいは近代化というようにすることで、てこ入れをすることができるとは、幾らでも適当な仕事についてはいたしたいと思っております。ただ、個人の損害に直接どうとかという事になりますと、またこれは行政の一つの限界というものもございまして、県としても融資というところで考えていくというのが一つの考え方だろうと思っております。

東京、大阪等につきましては、県も物産あっせん所その他を持ってございまして、そのうちで、そういうところで大島つむぎの紹介あるいは問屋なり業者の調査その他を強化いたしまして、そういう不良業者と申しますか、そういうものにひっかからないように、これは今後とも業界を通じて、業界全体の問題として努力をいたしてもらうということになっておるわけでございます。

○太田委員 それは私はいいと思っております。指導するとか、展示場があるからその機関が何やらサービスマンということがあることはマイナスとは思いませんけれども、大島つむぎそのものの生産から消費者に渡るまでの間の流通機構そのものを克明に点検をいたしまして、その中にロスがあったときには、それを是正しませんと、十万円をこえるような高いものでしょう。そう簡単には買えませんよ、月給よりも大島つむぎ一反のほうが高いのだから。安いのは一万円ちょっとでしよう。そういう高いものはなかなか買えない。しかも、いいものをいまでもほしがっているんだから、だんだんといつものをつくるようになってくる。そうしたら、一たび取り込み詐欺にあつたら、それこそ被害がたいへんじゃありませんか。だから、東京、大阪等に、絶対倒れない、絶対そんな心配のない販売機構をつくる、そういうこと

に踏み切らなければ何んでも同じことが起きますよ。そういうことでしよう。(商工委員会でやつたらしい)と呼ぶ者あり)いや、商工委員会じゃないでしよう。大島つむぎの振興計画をつくるときに、販売機構は関係ないですよ、そんなところが無責任に言えますか。学校を建てるだけなら済んじゃつたでしよう。

○砂田政府委員 太田先生おっしゃいますように、つむぎの問題は振興計画で生産面のことには相当力を入れることになっておまして、やはり流通の問題、これを軽視するわけにはまいりません。この点はもう太田先生御指摘のとおりであろうと思っております。

さらに、大島つむぎが内地でずいぶんたくさんできているというお話がございましたが、大島つむぎの生命というものはやはりどろ染めにあるだろうと思っております。内地でできておるのは、ほとんど化学染料でできておるようでございます。大島つむぎはだいたいが風合ひが違つもののように聞いておられます。ただ、大島でできます大島つむぎが内地の化学染料を使つたつむぎに少し押されていく傾向もあるようでございます。商品宣伝も大事なことであると思つて、こういうことも含めまして、流通の問題を少し検討させていただきます。大事な地場産業でございますから……

○太田委員 よくわかりました。そうおっしゃつていただくと、いささか安心します。そこでもう一つ、今度は行政局長が振興課長に聞きますが、つむぎを織つておる零細企業の機械り者は、一日何時間労働で月収幾らに統計でなつておりますか。

○長野政府委員 最近はお少し上がつておるかと思つて、私が三年前に大島本島の和村といたところへ参つて織物工場を見ましたときには、中学を卒業いたしました大島つむぎに二万円くらい、最初にそのくらいになるから、中学卒業者の手取りとしては非常によいんだということを聞いておりました。

○太田委員 あなた、たいへんな話です、そんなことだったら。郡民の所得は本土よりいいということになるじゃありませんか。鹿児島県の二割引きという話だつたでしよう。そんないいはずない。これはほんとうに機を織る人は中学卒業ということじゃないでしよう。みんなある程度腕がなければいけないを織れないでしよう。中学卒業者が二万円が本土よりいいなんという、そういううそつばちなことを言つてもらつては困る。しかも二、三年前——ほんとうですか、ほんとうならい。中学卒業者のつむぎの労働者に関して本土よりも優秀な収入を得ている、こうおっしゃるなら、私は聞いておきます。一べん見てきますから、ほんとうですか、間違いないですか。

○長野政府委員 本土より優秀かどうかということになりますと、その点は専門なことになりまして、私もよくわかりませんが、私が聞きましたときにはそういう話を聞いたと記憶いたしておりまして、これはいろんな賃金形態があるようでございます。いろんな歩合のなやり方等もあるようでございます。そういうものでいろいろいわれておるようですけれども、概して申しますと、二万円から四万円くらいのところになるといふふう聞いておられます。

○太田委員 そういふ職人の平均年齢は何歳ですか。

○長野政府委員 どうも平均年齢まで私どもよくわかりません。ただ、私が織物工場に行つてみますと、非常に若い人から非常にお年寄りのおばあさんといわれるような方までおられます。おばあさんのような方が非常に熟練工と申しますか、非常に高級なものを織つておられるというふうなかつたようでございます。

○太田委員 私は四十歳近いというふうな高年齢層に聞いておるのです。いまのお話のお年寄りの方、おばあさんがいらつしやるからそうなるのかもしれませんけれども、概して高いはずですよ。ですから、そういうことも具体的な資料がなく

て、さあ大島つむぎ振興計画とおつしやる、流通機構の検討もない、それでいいんでしようか。いまに音に名高き長野局長さんのごさいはいですか、まさかミスはありますまいけれども、そんなことでは心配ですよ。もう一回御答弁をお願いいたします。それで終わります。

○長野政府委員 つむぎ一反の生産費の内訳というのは四十年の資料にあるようでございますが、これを見ますと、一反が製造原価で二万円くらいでございます。その中に入つておられますところの織賃が六、七千円ということになっておるようでございます。これは織るといふのは、柄とかいふものでも違つようでございますけれども、一匹ちよつと、一匹というのは一反でございますから、月に平均して三反程度のを織つておるといふふう聞いておられます。

○山口(鶴)委員 大臣お見えでありますから、前回大臣に対して保留いたしました問題を数点、簡明にお尋ねをいたしますから、大臣のほうもひとつ簡潔にお答えをいたしたいと思います。いままで大島つむぎをめぐるいろいろな議論がございましたが、問題は、自治省はしばしば総合開発計画の推進等に対して、新産都市でもそうです、低開発地域の問題もそうあります。結局通産でありまして建設でありますとか農林でありますとか、そういうた、いわば縦割り行政の弊といふものが開発計画の推進を妨げている、こういうことを主張されるわけでありまして、そういう、やはり真の開発計画を進めるためには、都道府県なり市町村といふ地方自治体、これは総合行政でありますから、そういう総合行政こそが真の開発を進め得るのだというものが自治省の主張だつたと思つておる。今回の奄美の場合は、過去において約三百九十億円の事業を実施し、さらにこれから五カ年間に二百四十八億円にのぼる振興計画を実施されようとしておる。しかも予算につきましては、本年度予算に約十八億円、一括して自治省の予算として計上されたわ

けです。まさにこの奄美大島の復興計画、振興計画につきましては、自治省がみずからの手で総合行政として行なっておるといふふうに私どもは理解をいたしておるわけでありませう。そうなりませうならば、従来の自治省の主張からいって、少なくとも自治省が一手に予算を計上して復興計画、振興計画を進めておるわけでありませうから、私は、やはり相当な成果があらなければならぬはずだ、かように思うのです。ところが、大島つむぎの問題にいたしても、あるいは所得水準の問題にいたしても、さらには当該自治体の税収の割合等を見ても、内地の、いわば本土の歳入面に占める税の割合が過疎地域ですら二十数%という状態であるのに、この奄美の各市町村につきましては、わずか七%程度の税収しかない。所得水準も全国の四七%程度である。こういうことでは十分な成果があがってはいないと思っております。せっかく自治省が縦割り行政の弊を主張し、みずからの手で総合的に進め得るのにかかわらず、今日までこれだけの成果しかあがらなかつたという事は、私はきわめて遺憾に思います。大臣として、ただいま私が申し上げた点に對し、お考え方をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○野田國務大臣 御指摘のとおり、率直に申し上げ、奄美の復興計画というものは、いわゆる本土に比べ、また全体的な自治省の企図するようになりまわらないと申しますか、御意見のとおりであります。よくわかります。しかし、これは何と申しても、これを総合的に計画いたしますには、いまお話しした縦割り行政ではどうしても一体的な計画というものはできない。私どももいたしましては、奄美の非常におくれておること、しかもさらに五カ年間復興計画を延長しますゆえんのものもそこにあるわけでございます。やはりこれは総合的に一体的に持たせていって、振興の案があるのじゃないか。これは御指摘のとおり併解の余地はございません。しかし、税収が少ないういのは、何と申しても、これも御承知と思

います。奄美全体の蓄積と申しますか、やはり収入が少な過ぎ、こういう点にありませう。ございませうから、それだけにやはり国が手厚い施策をしなければ、復興というものがあられない、こういうことございまして、あらゆる点においてまだまだとても手を尽くせぬ点が多いのでございませうから、私も、やるならば総合的、一体的な行政をやったほうが効果的だ、こう考えております。

○山口(鶴)委員 そういうことで一体的な行政をやっておるわけですね。予算につきましても自治省に一括計上しているわけですからね。ですから、今日まで地域開発がうまくいかなかったという事に対して、自治省は縦割り行政の弊だと言っておるわけですね。ところが、この奄美に關する限りは、自治省が予算を一括計上して、いわば総合的にやっておるわけでありませうから、私は言いがたはできぬと思っております。それでありながら、なおかつこのように不十分な成果しかあがらなかつたことに対して、どのような反省を持っておるかということなんです。ほかの面でしたら、あるいは自治省のせいじゃない、縦割り行政の弊だ、こう言えますけれども、これに關する限りは、そういう言いがたはできぬじゃないですか。にもかかわらず、開発の成果が十分あがっていない、これに對する反省はいかがかと言っておる。

○長野政府委員 御指摘でございますけれども、私どももいたしましては、計画と実施というものはいろいろの意味で現実調整をする必要はございませうけれども、担当者といましては、大体できるだけの目標というものの近づいていって、いろいろに考えておられます。ただ、各省がやったことも、どうもよくいかと申します。したがって、その点に關しましては、やはり奄美大島の立地条件とかその他絶対的な条件が非常に影響しておりますことも確かでございます。また、私どものまだ至らぬところもあるだろうと思っております。そういう意

味で、今後も反省を加えてまいります。いいものにしていかなければならないと思っておりますけれども、いわゆる総合的に一括方式でやりますことは、やはり全体としての計画にすき間のないかっこうで関連性を持たせながらやることができ、それから事態の急変に對処いたしまして彼此融通ができる、こういう点は私は非常な利点だと思っております。しかし、それにもかかわらず十分な成果がまだあがっていない、かように御指摘は、数字にあらわれませんでしたところで御批判いただくとはもうそのとおりでございます。これから申しますけれども、何せいままでは、先ほど政務次官も申し上げましたように、公共施設の整備というところが重点でございました。それからやとやと申しましてはあれでございますけれども、産業基盤の整備というほうに重点を持っていく。住民自体もそういうふうな努力をするという気運になってまいっていると思っております。

○山口(鶴)委員 問題は、自治省が縦割り行政の弊を主張してきた。自治省の責任で総合行政をやりたい得る立場にこの奄美の場合がある。しかるに十分な成果があらぬということになれば、これはまさに自治省が今日までただ各省に向かつて縦割り行政の弊を説いてきたことも、全くこれは主張が弱いものになるという事を私はこの際御忠告を申し上げておきたいと思つた。それだけにやはり自治省としては、この奄美に對しては責任があると思つた。そういう御自覚で進めたいと申すのです。そういう御自覚で進めたいと申すのです。強く要請したいと思います。

さてそこで、私は、いま経済企画庁が進めておられます新全国総合開発計画、これを拝見いたしました。この日本の国土を今後二十年間にわたつていかに開発をしていくか、いろいろの青写真が描かれております。しかも、全国を七つのブロックに分けて、それぞれのブロックでいって大開発をやつていこう、こういう構想のようでありませうが、この九州ブロックの項を私は詳細に読ましていただきました。ここには島の名前はたつた一つ

しか出ていない。種子島という名前が出ておる。これは宇宙開発基地というのに使おうというので、種子島という名前が出ていませうが、あと奄美のあの字もこの中に出ておらぬじやないですか。全国総合開発を進めていくという場合、特に自治省が責任を持って、しかも開発が非常におくれていっていることがしばしば指摘されている。こういうものの中に奄美というものが全くないという事は私はおかしいと思つた。そういうようなことで自治省も相談にあつておるんでしょから、奄美に對しては自治省は全く熱意がないと言われてもしかたがないじやないですか。経済企画庁、なぜこの奄美を全く無視したのですか。それからまた、自治省もせっかくこういう開発計画をつくる際に、自治省が責任を持っておる奄美に對して何らの計画に含まれていないというようなことを放置した責任は一体いがかか、私はこれを御尋ねをしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘の全国総合開発計画の作業は昨年四月ごろからやつてまいりまして、まだ実は成案を得ない、試案の段階でございます。この計画作業におきまして、関係各省とは何んかにかわつて意見の交換をやりながらだんだんにまとめておるという状況でございます。御指摘の問題につきましては、私どもの計画の性格は、御承知のとおりいわば国土総合開発に關する基本的な青写真を書くというふうな計画でございます。当然これに基づいて各ブロック別あるいは各都道府県の計画ができる、こういう体系になっておるわけでございます。したがって、全国計画の中に書く目のこまかさ申しますか、そういう点は相当荒くならざるを得ない。今回、前回つくりました三十七年の計画のいろいろの点に對して反省をいたしました。ある程度地域的な開発の方向というものを示したほうがいいのではないかと、そのほうがより具体的に申すところ、第一部と申しておりますが、全国的な開発計画のほかに、第二部として全国をブロックに分けて開発構想を書いておるわけでございます。



ただいま御指摘の奄美大島の問題等につきまして、まず第一のほうで離島の地域における開発の方向をどうするかというのを計画課題の一つとして取り上げております。御承知のとおり、私どものほうで予算の計上等をやっております離島というものは非常に数が多いでございますので、それぞれについてということ、この計画の性格ではそこまで突っ込みないということもございまして、離島全般について今後の方向をどうするか、交通通信の整備の問題、産業開発の問題、さらに生活基盤の整備の問題について書いてござい

ます。九州のほうの御指摘の点につきまして、特に九州は離島が多すぎますから、開発の方向の中で、たとえば「なお、離島については、本土と離島および離島間の交通通信便益を確保し、」あわせて産業基盤の整備を積極的に進める、さらに生活基盤の整備をやるといことが書いてございまして、また開発事業計画の中にもそういうものが出ております。奄美という問題を特にこの中で私どもが主張を持って書くという必要があると思っております。ただいま申しましたような計画の性格からいまして、そういう問題については振興計画のほうでどういった全体の線に沿った具体的な計画を立てていただく、こういうたてまえでいいのではないかと思います。

○山口(鶴)委員 そんな言いわけを私は聞いてい

いうくらいは構想があつてしかるべきじゃないかと思つております。そういうのを落とされている。そこで、私は自治省に聞きたいのですが、いまのお話では、各省と連絡をとつていられるというので、私も、自治省は責任があるじゃないですか。奄美というものがこの総合開発計画で全然無視されておられるの、なぜ自治省は一言も要求をしなかつたのですか。私はそういう態度が今日まで奄美がこれだけ開発がおくれ、そして郡民の人たちが苦しんでいる、自治省の熱意のなさというものがここにあらわれている、私はかように思わざるを得ないのであります。いかがですか。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕

○長野政府委員 自治省が熱意がないとおつしやいますことはどうもはなはだ困るわけでございまして、全国総合開発計画は、先ほどのお話にございまして、一応の根幹的と申しますか、そういう一つのきめの大きさと申しますか、サイズの問題があるわけでございまして。私どもも特定の地域だけをこういふふうに取り上げることができない計画のような細密なものであるということになりますならば、ぜひとも奄美についての方向づけもしていただかなければならないものと考えます。しかしながら、奄美だけが取りはずされてい

るというのではなく、全体の総合開発計画を立て方そのものの問題として、一つの整理の上で統一的に記述をされているということになります。奄美だけを特記していただくというふうなことははたしてできるのかどうか、そこは経済企画庁の企画担当の責任ある方々の御判断を仰ぐしかないだろうと思つております。

大臣としての御所見はどうですか。

○野田国務大臣 いま山口さんの御指摘になりました、現在経済企画庁がやっております新しい全国総合計画の中に、奄美のことを御指摘になりましたが、自治省といたしましては、その他の点に多く経済企画庁に要求すべきことがあります。したがって、いまのお話のとおり、これはいま経済企画庁の局長からも言つておりましたが、いま大筋でやつて九州ブロック、どこどこと七つのブロックにする、こういうことではございまして、おそろくまだそこの作業はいつていないかと思つております。また、たとえば九州ブロックにいたしまして、鹿児島県をどうするか、こう出てくると思つております。したがって、いまのお話のとおり、自治省がやっているとかがだれがやっていると

○山口(鶴)委員 この九州ブロックの中には、現に進んでいる奄美の拠点開発をさらに進めるといふぐらゐの文章は当然入るべきだし、また全国総合開発計画の青写真の中に具体的に奄美をどう位置づけるか、現に自治省が進めている、これから進めようとする振興計画を、その全体の計画の中にどう入れていくかということぐらゐはきちつとやつていかなければならぬと思つております。それでなければ、奄美のこの法律案を私どもが幾ら審議

しても、さつぱりどうにもならぬということになるのじゃないかと思つております。そういうことがやはり奄美の今日までの熱意の不足のあらわれではないかということ強く指摘をいたしたいと思つております。

次に、お尋ねしたいのはガリオア、エロアの問題であります。これにつきましてはいろいろ経過がありまして、大臣も御承知だと思つておりますが、要は大蔵大臣と自治大臣とで協議をした上でこの減免ができるということになつていられるわけですか。どのような範囲で減免するかということについては、いま事務局の間でお話があるようでありまして、私どもとすれば、この法律案審議の過程に、こういった方針で整理をするという明確な答えをいただきたいと思います。大臣、この点はいかがでしようか。

○野田国務大臣 私は、ガリオア物資のいわゆる償還計画といふこと、これがまことに、いまの事態から考えますと、別に不合理ということには使ひませんが、無理な点が多いという点を感じておられます。これは与野党こそつてそういうお話を聞いておりましたので、そこで直ちに大蔵当局と折衝を開始いたしました。では、いま一応基本方針として持つておりましたことをちよつとお答えいたしておきますが、復興金融基金貸付付金につきましては、償還済みの債務者との間の公平は一応保たなければいかぬ。いままで払つた者と払わぬ者とのことがございまして、どうでもいいといつてはいけません。そこに原則的な公平というものは考えなければいかぬ。しかし、事実上即しなけ

務を弁済した場合には一応債務者の資力を勘案しまして、どのくらいの負担力があるか、そこでその負担力に応じて利子についてはこれを減免してもいいじゃないか、こういう考え方を持っております。

それから、復興金融基金貸し付け金につきましては、具体的な処理をいつごろやるか、ただ基本方針だけきめても実行しなければだめですから、できるだけ三月中にこの結論を得たい、こういう気持ちでいま折衝いたしておる段階でございます。

山口(鶴)委員 三月中にいまお述べになりまして、たより方針をもとにして明確にこの方針を決定する、こういうお答えのようであります。しかし私どもとすればできるだけ委員会審議の過程で明確にしたい、お願いをいたしておるわけでありまして、この点はまた理事会等でも相談をすることでありまして、一応の方針を伺っただけで終わりたいと思っております。

最後に一つ、電気の問題ですが、奄美の電気料金を調べましたら、通常一キロワットアワー当たり、の電気料金が内地の場合平均して十二円、それに対して四つの町が経営しております電気事業につきましては、一キロワットアワー当たり二十五円から二十六円、それから大島電力という会社が経営しております電気料金につきましては二十四円、実に倍以上電気料金が非常に高い。私、通産の考え方を聞きまして、大和村は四十四年に大島電力に合併する。そして四十五年から四十七年の三年間に残った三つの町村の電気事業を大島電力に吸収する。そして四十七年以降でできるだけ早い機会に九州電力に吸収したい。きわめてのんびりしたテンポの計画を通過としては考えておるようでありまして、私は、もう少しこれを早めて、早く内地並みの電力料金にするように通産としても努力をすべきだと思っております。その考え方を聞きしたいことと、それから通産のほうは非常に長くかかるなければ解決がつかぬという場合は、自治省として、無電灯部落解消については、辺地債その他で考慮をしているようでありまして、公営企業

に対しても、たとえば水道も原水が高いものに対しては補助を考えて料金を下げるといふことも現に自治省は公営企業で考えておるわけでありまして、同じような意味で、通産のそういうゆるいテンポをもう少し早める意味で、自治省としてこの高い電力料金に対して補助等を与える中で、これをすみやかに内地並みに持つていくという御決意があるかないか、この点をひとつ最後に承っておきたいと思っております。

藤井説明員 ただいま先生がおっしゃいましたように、この四公営の電気は大島電力に比べても高うございます。たとえば電灯料金にいたしましては、キロワットアワー大和村では二十九円三十七銭、それから与論町では三十五円十一銭、それに喜界町では二十六円八十九銭、瀬戸内町では三十六円九十二銭、これに對しまして大島電力は二十六円九十九銭でございます。

大石(八)委員長代理 質問に答えてください。値段のことは一々聞いていないわけだから。藤井説明員 このように非常に高い料金でいま経営をやっておるわけでございますので、これがまず大島電力に合併吸収されるということをお考えましても、大島電力にかなり負担がかかるという問題等でございます。そういうことで四公営につきましてはいろいろの改修工事を進めていたたいおるわけでございます。そうしてこれを大島電力が自治省のほうとお話し合いをいたしまして、四公営の設備が改善されてくる場合に、大体改善されるところで順次一年に一カ所ずつ統合していくということを大島電力が確約したということでございます。大島電力の経営の安定ということをお考えますと、漸進的にやるのが非常に好ましいというところでございますけれども、改修工事もいまま非常に進んでまいっておるからでございます。さらに一だんと早く合併させるようにいろいろ検討したいというふうにお考えおるわけでございます。

次に、大島電力がそのように吸収合併した際には、今度は九州電力への合併問題というのが起

こつてまいりますが、御承知のとおり九州電力は全国でも一番電力料金の高いところで、そのようにいろいろ他と比べて条件の悪い会社でもございまして、料金を下げるといふことに対する消費者の期待も非常に多うございまして、電力会社はその改善に目下大いに努力しておるというところでございます。これに對して料金が倍である大島電力が合併されるということは、これはかなり大きな負担になるわけでございますので、このタイミングにつきましては十分意を尽くしてやっておかねければならないというふうに感じております。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕  
なるべく早期に合併されることを考えながら……  
野田國務大臣 委員長、ちょっと私が答えましよう。

いま政府委員が御説明いたしましたとおり、非常に高いものですから、ひとつ一生懸命通産省のほうでも考えていただいております。これは私どもよく存じております。しかし、これはいま御説明もありませんように、結局大島電力等を統合して九州電力と合併しますが、九州電力は、いまお話をあつたように、料金が全国で一番高いのです。しかし、それでもこれだけの差があるわけです。そこで、いま私どもの考えをいたしましては、振興計画の中にひとつこの問題も入れて、そして早急に九州電力、それから福岡に通産局がありますから、それから大島電力といふいろいろと話し合いをすることが一つと、さらに、どうしてもこれはこのままほっておけませんから、私もわかります。こんな高い電力料金では気の毒ですから、できるだけひとつ財政上の措置もしたいと腹をきめておるのであります。返事その他によつてどうまでいくかわかりませんが、しかしできるだけ均等して安くやりたい。私ども非常にこれは痛感しておりますから、さらにそういう計画を振興計画に入りたい、こう思っております。

山本(弥)委員 大臣にお聞きいたしたいと思

過去十五年の復興計画、振興計画を通じて大島の復興をはかってまいったのであります。先ほどもお聞きいたしたのであります。大島の産業の振興は、農業におきましては、畜産を加味しながら、サトウキビを今後百万トンの生産に高めていく、これに関連して、奄美群島の工業は、大島つむぎと、それから製糖工場を通じて振興をはかるといふ方針のようでありまして、今後の五カ年間に、おきまして、従来の産業基盤あるいは社会基盤の整備に関連して、重点は大島の経済自立に置かなくてはならぬということになると思っております。現状は若年労働者が本土のほうに流出しておる。いわば労働集約的な大島つむぎの生産にしても、今後若い労働者をこれに吸収することも至難になるだろう。また、農業につきましても、急激に農家人口が減つておるといふふうな現状において、この二つの柱のほかに、将来、産業の振興に重点を置き、今後の五カ年間に、先ほど政務次官から観光行政についてのお話を承っておりますが、観光行政も重要だと思っております。沖縄の復帰に関連いたしまして、奄美群島の観光行政が重視せられると私は思っております。しかし、これ以外に、さらに産業の振興をはかるといふからには、復興当時の基本方針である水産林業、そういった面にも力を入れていかなければならぬのじゃないか、かように考えますが、産業振興の今後の柱を、この二つ以外に大臣はどうお考えになつておるか、その点、一点でつこうですが、お聞かせ願いたい。

野田國務大臣 山本さんのお説のとおり、あそここの奄美の地理的な条件もございまして、それから亜熱帯としてのああいふ地域でございますし、何でもかんでもあそこ仕事を始めようといつても、計画がありましてもなかなかうまくまいりません。そこで、基本的には、ここに示しておりますとおり、水産林業、これがやはり奄美の持つておる一番大きな使命だ。それから、政務次官からお答えいたしたようでありまして、大島を中心とする観光というものは、相当盛んになりつつあ

る

ります。同時に、工業では大島つむぎでござい  
ます。たとえればあれだけの実績を持ち、歴史を  
持つておる大島つむぎでございませうから、つむぎ  
だけでなくて、これに関連するいろいろな産産が  
できやしないか、こういうものが出てまいりませ  
れば、これはすぐ取り上げてやりたい。ことに、  
いまお話しのとおり、若年労働者が本土に出てい  
く、流出すること、その他もありませんが、何と申  
しまして、大きな企業は一べんに持っていきな  
くて、小さな企業でも、相当あそこ置きまし  
てその振興計画をやらせんと、やはり若年労働  
者が流出するのを防げない。だから、そういう面  
で、いまのところ振興計画の主軸といたしまして  
は、先ほど政務次官その他からもお答えしたとお  
りでありませうが、それに関連して、たとえれば林業  
にいたしまして、その他におきまして、やはり  
関連の産業が考えられるのじゃないか、こう考  
えております。これはこちらからかかってなことを  
お願いするようございませうが、お気づきの点  
がございませうらざび御指示願いたい。これはや  
はり一緒に復興計画をやったほうがいい、  
こう存じております。

○山本(弥)委員 もう一点、従来も、名瀬市をは  
じめとして、貧弱な財政の中から、十五カ年間の  
事業遂行のために相当の地方債を起しておると  
思っておりますが、その地方債の残高も相当の  
額にのぼっておると思っております。今後の  
五カ年計画におきましても、やはり各市町村は相  
当の負担をしていかなければならぬ。それをやは  
り起債に依存せざるを得ないのじゃないか、かよ  
うに私は考えますが、これらの財政的な配慮につ  
きまして大臣のお考えをお聞きしたいのであります。

○野田国務大臣 これは、山本さんのお示しのと  
おり、今後はやはり起債あるいは交付税の両面か  
ら相当財政的な処置をしなければいかぬという腹  
はわれわれは固めております。

○鹿野委員長 関連質疑の申し出がありますの  
で、これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 先に長野さんに聞きますが、この法

律は、二十九年以来振興計画の内容は変わってお  
りませうか。二条の振興計画の内容ですな。

○長野政府委員 復興事業のときから振興事業に  
変わりました。復興特別措置法を振興特別措置法  
に変えました。そのときに考え方が多少変わって  
おります。それ以後の振興特別措置法になりまし  
てからの考え方は変わっておりませう。

○井岡委員 そういたしますと、二条と六条の関  
係をお尋ねします。

六条に、「奄美群島における産業振興のため必  
要な試験研究施設の整備事業」と書いてある  
が、何をおやりになつたか。

○長野政府委員 試験研究につきましては、大島  
名瀬に名瀬試験場、鹿兒島県に農事試験場がござ  
います。大島の農事試験場におきましては、あの地  
帯に特有のミカンコミバエでございませうとか、い  
ろいろな病害虫がおりますので、その駆除その他  
のことを、あるいは土壌試験、土地改良等のこ  
とをやっております。

それから、徳之島の糖業試験場については、新  
しいキビ苗の優良品種の開発と申しますか、種苗  
の育成ということをやっております。

それから、水産試験場、蘭検定所、林業試験場  
等におきまして、それぞれ奄美の林業の育成と  
か、あるいは水産の養殖その他のことをやってお  
ります。

○鹿野委員長 井岡君、ちよつと済みませんが、  
時間が何ですか……

○井岡委員 それじゃこの次にします。これは非  
常にたくさん聞くことがありますから。

○鹿野委員長 それじゃ、石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 それでは、時間がございませ  
んで、率直に問題点を伺いしてまいりたいと思  
います。

今度の奄美群島振興特別措置法の一部を改正す  
る法律案について資料をちょうだいしたわけであ  
りますが、特に農業振興について一つ伺いたい  
のでございますが、当初の三十二年度ないし三十三

年度におきまして、この計画の中には、奄美の「黒  
糖」については、共同製糖施設の復旧整備により品  
質の向上と増産を図るとともに、価格安定のため  
に必要な措置を考慮するものとする。こういうう  
いふところがあるわけですが、ところが、実際に現地を調べ  
てみますと、やや大規模な製糖会社を誘致したた  
めに、徳之島あたりでは特にそうでなければ、そ  
れ小規模の製糖工場がごとく壊滅して、それ  
がいま全部借金になって残っているわけですが、そ  
うしますと、この計画は地元住民の福祉向上のた  
めにも完全に失敗だったのではないかと、こう私  
たちは見ているわけですが、この点についてどうお考  
えになるか。

さらにも、今後のこういうような援助につ  
きましてどういふふうに考えておられるのか、伺  
いたいと思つております。

○野田国務大臣 具体的なことでございませうか  
ら、政府委員からお答えいたします。

○長野政府委員 黒糖の関係につきましては、こ  
れは奄美の特産物でございませうので、これの生産  
につきましては、住民の自主的な選択にゆだねま  
して、そして特産物を維持したい、こう考えてお  
ります。

○石田(幸)委員 型どおりの答弁であります  
が、私は特に要望しておきたいのは、こういうよう  
な援助計画にしまして、現実を見ますと、はなは  
だ血の通つておらない援助が行なわれておるとい  
うのが、地域住民を調査してみますとよくわかり  
ます。この点をひとつ留意して今後の援助計画の  
推進にあつてもらいたい、これだけ要望してお  
きます。

それから、これは大臣にお伺いしなければなら  
ぬ問題ですが、奄美におけるガリオア物資の問題  
についていろいろ私も現状を聞いてみました。特  
に奄美大島における農協の連合会でございますけ  
れども、これは承継債権が四千三百五十五万円程  
度でございます。回収額がわずかに三十五万円、ク  
レームの申告額が二千百十三万円になっておるわ  
けです。それを差し引きましても実に二千二百万

円という多額な債権がそのまま残つておるわけ  
でありますけれども、こまかい問題は抜きにいたし  
まして、解散してしまつた連合会から政府は一体  
どうやってこの返済を求めらるおつもりなのか、こ  
の点について大臣の御見解を伺いたい。

○野田国務大臣 実は、石田さんその他から、非  
常に与野党こそつてこの問題について示唆があ  
り、すぐ取り組みました。これはもう大事なこと  
だと思つて、実はすぐその日夕方から会議を  
やりまして、何としてもガリオアの問題はたいへ  
んな問題だと私も痛感いたしました。これは示唆  
を得て非常に感謝しております。

そこで、いまの農協の問題であります。これ  
は解散しておりますし、そこでこれからどうして  
取りつけるかというのとはなかなかわずかしい問題  
でありまして、これは事実問題でありますから、  
これも先ほど山本さんにお答えいたしましたように、  
方針の中に入れて、この農協問題をどう処理して  
いくか。もう不可能な場合は、これを追及してい  
るとほかの問題が解決しませんから、その実態を  
見まして、その実態に応じてひとつ処理し、  
こう考えております。

○石田(幸)委員 話をもち戻して恐縮ござい  
ますけれども、債権債務の確定については、たと  
えば大島漁連はもうあと十五万円ぐらいしか債務は  
残つておらぬ。しかしながら、この会長さんで  
すか理事長さんですか、なくなられておられま  
せん。それで、その筆頭理事に私はお会いしまし  
ていろいろ話を聞きましたけれども、債権債務に  
ついてアメリカ軍と談合の上でそれを確認したと  
いうサインは一べんもしていない。なおまた、日  
本政府ともこの債権債務の確認はしておらないは  
ずだ、もし何なら私も証人に立ちましようとい  
うことをおっしゃつておられましたけれども、債権  
債務の確定については、一体そのときにどうな  
つたのか、ほんとうに債権債務が正しいもので  
あるかどうかというの、私はこの問題を片づけ  
るにあつた大きな問題だと思つておりますが、い  
かがでございますか。

○野田國務大臣 あまり事務的過ぎますから、政府委員よりお答えいたさせます。

○長野政府委員 ガリオア物資につきましても、お話しのように、いろいろなクレームが確認時についておりまして、そういう意味でその債権債務というものはつきりした形をとっておるとは言いかねる点がございまして。その点につきましても、さらに現状においてそれがどうやってもういへん再確認ができるかということになりますとたいへん問題がございしますが、まあ、その当時の状況その他をにらみまして、適切な形で整理をいたさなければならぬものと考えております。

○石田(幸)委員 適当に整理をなさるということでございますけれども、私は特に申し上げておきたいのは、こういう問題を処理するにあたりまして、債権債務の確定すら明確な取りきめの中にいなわれたとは考えられない。しかし、その間にあって、債務を弁済するため、協同組合等におきましても、あるいは大島食糧等におきましても非常な経営上の苦勞をしていらつしやるわけですね。そういう面のいままでの苦勞というものをしんしゃくしてあげるような、いわゆる愛情のこもった政治でなくちゃならぬと思つたので、行政上におきましてもそういう点を十分配慮されるべきだと思つたので。この点は議論になつて長くなりますのでやめておきますが、その点一言申し上げておきます。

さらに、この復金の問題についてお伺いします。この前私がお伺いしましたときは、いわゆる債務者が弁済をしたと思つておつても、そこに弁済をすべき金融機関が一年八か月にわたつて存在しなかつた、そのときの利息はどうなつているかというように聞いたときには、それは計算されてないはずだ、こういうふうにお伺いしましたけれども、私が手に入れた資料によりますと、こういうのは計算されておりますね。まことに不届きな扱ひ方じゃないかと思つた。

さらに、これは大蔵省の方にお伺いしたいのでありますが、一例をあげますと、ある人が二十二

万六千円借りておる、払い込み期日が二十九年八月になつてゐる、実際に払い込みをしたのは三十四年五月二十八日というふうになつておるのでございませうけれども、そのときに支払うべき利息についても延滞利息が加算されておるわけですよ。この元金に対する利息について延滞利息も取るといふことは、普通の金融業務のたてまえからいって認められておるのかどうか。

○長岡説明員 通常の金融取引の場合には、そのいろいろな条件は金融機関と契約者との間で約定書について取りきめを行なうわけでございます。全国銀行協会等の標準約定書にはその支払い方法等が書いてございまして、通常その場合には元金のみならず利息も契約の対象になつておりました。延滞利息というものは、利子という名前はついておりますが、事実上は一種の延滞損害金の性質を持つものでありまして、その場合には、元本及び利息の支払いを内容とする契約が守られなかつたことに対する損害金でございますので、金利に延滞金がつくことも禁ぜられておらないというのが実情でございます。

○石田(幸)委員 その場合の割賦返済の場合に、では一体いつから延滞利息というのにつくわけですか。

○長岡説明員 割賦返済につきましても、割賦返済方法が通常の場合には約定書の中にうたわれるわけでございます。したがつて、その約定書の中に定められてゐる割賦返済方法に違反した場合には、その時点で契約違反行為ができたということ、延滞損害金がつくことが考えられるわけでございます。

○石田(幸)委員 なお、確認しておきますが、半年ほどの割賦返済、半年を経過すれば直ちに延滞利息は全部つくわけですか。

○長岡説明員 個々の約定書の取りきめ期間によるわけですが、全国銀行協会の標準の約定書によりますと、そういう場合でもつくことが考えられるのみならず、その時点で残りの債務の全額返済を金融機関が請求することもできるといふ

ふうに書いてございまして。

○石田(幸)委員 大臣に申し上げたいのでございませうけれども、私、復金に行きまして、契約書はどすなつてゐるのか見ました。その契約書はいわゆる元金と利息の定め、これは年五分、六分、七分になつておりました。これが延滞をされた場合には、その倍額、一割、二割、三割、四割、五割、という延滞の利息の取りきめは、特約事項の中にありまして、しかし、その中には、いま申し上げました割賦返済に対する特約事項といふのはないわけですよ。したがつて、借りたほうは、まさかそういう毛頭思つておらぬわけですね。明らかになつては貸し出しをしたときの銀行側の手落ちがあるわけですよ。説明がされておらぬので……。全部返済をしたときに延滞利息は十三万。何で私は延滞利息まで払わなければならぬのか、こういうような不満があるわけですよ。契約書を見ましたけれども、割賦返済について何もうたつておらぬわけですよ。こういう事情を十分この問題の処理にあつてお考えいただきたいと思つた。それから、いろんなケースがありますけれども、たとえばある床屋さんが米軍から金を借りてお店をつつた。ところが、有名な名瀬の大火が二度ばかりございまして、そのときに焼けてしまつたわけですよ。三十年の大火のときは、最初銀行と貸借関係を結んだときには、保険の取りきめがございまして、保険がついておつたわけですよ。ところが、日本政府に償還するにあつたつて、琉球銀行から手を離れておりました。その間に火事にあつたやつたもので、保険をつけられないうちです。保険をつけられないうちで、そのまま借金が現在その人の負担になつておる。こういうケースがあるわけですね。

それからまた同じようなケースで、なほ今度保証人がその債務を引き受けなければならぬといふことで、保証人になつたそれが悪いといふえは、そうかもしれないけれども、全然保険金をかけ

ていなかつた、家は焼けてやつて、その分について保証人が長い間かかつて返しておる、こういうような実情もあります。確かに、当時借りた人たちの状況は、生活レベルもわり高いような方々よりでありました。しかし、元名瀬市の議長をやつていたような人も、いまでは老齢になつて、奥さんは背髄カリエス、自分は中気なんかで、一年中外に出られない、生活保護を受けておる。とてもとても払える状態ではないという状況がたたくさんございまして、私は、ここに読み上げれば、そういう問題が幾つも出てくるわけですよ。これはともかくとしまして、そういう事情について、私は地元の声の特に出してあげておきたかつたわけですよ。特にこういう不満が出ています。日本に復帰したために私たちが要らざる借金を負つてしまつた。米軍当分のときには順調に返しておつたが、日本政府になつたために五百数十日間も債務というものを放置されておつて、返さなくてもいいと思つていたので今回のこの事件によつて返済しなければならぬ。われわれは損害をこうむつておる。損害をこうむつておるばかりでなく、あとの生活がたいへんだ、こういう感覚だということをおし上げておきたいと思つたので。

それから、ガリオア物資等の減免等については、昭和二十九年三月二十一日で、当時の琉球軍政府の傘下にあつたときに、沖縄、宮古、それから八重山、この三つの島々に対する漁連に対しては、アメリカ軍はクレームの申請について認められたわけですよ。ところが、大島漁連については、日本に復帰することがきまつておるのだからといつて、ここではそういう約定が行なわれなかつた。その後の状況は、現地の琉球軍政府との手紙の交換の様子なんかをいろいろ拝見しますと、もし奄美群島が日本に復帰しなかつたならば、琉球群島の政府の協同組合は、調査報告によつて、回収不能の勘定については減額したであろう、こういうような手紙も来ておるといふことですよ。そういうようなことから、奄美大島の方々は非常に不満を持っております。ただ、何といつても金を借

りなければ商売もできない、そういうような人がほとんどございまして、復金の意思といいますが、意向といいますが、そういうものを極度に押しつけてだれも言わなかったのです。現に非常に乏しい生活費の中から弁済している人もいます。向こうの常務あたりは、きびしい取り立てをしないでと申してあるが、かたがたの人は、もしこれが払われなかったならば、おまえさんの家は差し押える、競売だ、来るたびにおどかしてある。そういうことから、だれも口を結んで窮状を訴える人がないわけです。そういうところ私に私は現在の信用基金というものが、業務のやり方、指導のしかたにおいて、非常に冷酷むざむざに行なわれておるといふことを私は考慮していただきたい。この問題について今後十分指導していかなければ、かえって復興のために設けた基金が、住民感情を悪くし、住民の生活を圧迫する、そういうような結果になりかねないということについて、今後どう指導されていくのか、この点だけを伺っておきたい。

○野田国務大臣 ガリオアの内容、それから返済関係の実情というのを、与党、野党こそぞって御心配になつておる。先般の分科会でも私、非常に感銘をいたしました。これはほつとてはいかぬといふので、先ほど山本さんにお答えしたように、その日にすぐ取りかかりました。

そこで、原則は、すでに償還済みの債務者もあることとございまして、いわば償還済みの方との公平を期することは、これは原則論ですね。これはあたりまえのことですが、しかし、いま御指摘のいろいろな事情があると私は思います。これだけ皆さんが御心配になる。ことに実情を知つておられる方が訴えられたものですから、いまのお話は相当混雑といえますか、無理なこともある、それは認めます。そこで、先ほどもちよつと申し上げましたが、つまり基本的には、無資力またはこれに近い状態が継続しておつて、その状態が相当期間経過しても同じ状態で、なかなかその方が能力が復活しない、こういう債務を負つておられる方

につきましては、元本はもとより、利息及び延滞利子も、ひとつこの際免除するといふ一項の基本方針は設定しております。だから、かれこれのことを私ここで申し上げませんが、これで大蔵省といふ折衝いたしております。

そこで、いまの御事情をよくお話し願ひまして参考にしたしております。この基本原則に基づいてやることにしておりますから、いろいろなこともまだありましようけれども、その点は熱意を持ってやりますから御了承を願ひたい、こう思っております。(石田(幸)委員「いつごろまで」と呼ぶ)今月中に目鼻をつけたい、こう思っております。

○鹿野委員長 この際、暫時休憩いたします。  
午後零時五十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕



第一類第一号

地方行政委員会議録第九号

昭和四十四年三月六日

昭和四十四年三月十三日印刷

昭和四十四年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局